

新富町健康づくり支援基金事業 新富町健康づくり支援事業業務委託（長期継続契約）仕様書

1 業務名称

新富町健康づくり支援基金事業 新富町健康づくり支援事業業務委託（長期継続契約）

2 業務の目的

親子から高齢者までを対象とした、身体状況に応じた運動教室を実施。専門職による正しい身体動作の指導と健康知識の付与により、町民の意識改革と行動変容を促し、将来の疾病・介護予防を通じた健康寿命の延伸を図ることを目的とする。さらに5年間にわたる参加者の測定データおよびアンケートを蓄積することで、運動介入が個人の身体機能や心理面、社会参加に与える中長期的な変容を分析・評価することを目的とする。

3 履行期間

令和8年7月1日（水）から令和13年6月30日（月）まで

4 対象者

町内に住所を有するものとする。ただし、事業内容により年齢の制限を設けるものとする。

5 開催場所

町が指定する場所で開催することとする。

6 業務内容

業務内容については以下のとおりとする。

（1）運動習慣定着事業（別紙1）

（2）一般介護予防事業（別紙2）

7 教室の管理運営

- ① 教室が円滑に実施されるよう開催場所の管理運営全般に配慮すること。
- ② 担当する教室の講師は、必要な経験・資格を有する者であること。
- ③ 悪天候等および天災（台風）その他の不可抗力の事態（新型感染症等の発生）が発生した事により教室の実施について判断が必要な場合、受託者は町と協議の上、教室実施の可否を判断すること。
- ④ 健康無関心層を取り込めるような募集のアプローチを行うこと。
- ⑤ 教室への継続参加のための支援を行うこと。
- ⑥ 参加希望者が定員を超過した場合等には、町と協議の上、可能な限り多くの町民が参加で

きるよう同時間帯に複数会場で開催できるよう調整に努めること。

④～⑥については、対応に伴う追加経費の有無についても言及すること。

8 安全対策

参加者の急病や緊急時には、的確な対応を行ったうえで直ちに町にその旨を連絡すること。

9 提出書類等

受託者は、毎月の業務遂行状況について、任意様式にて提出するものとする。また、年度終了後には、次のとおり書類を作成し提出すること。最終契約年度には、5年間の参加者の測定値やアンケートにより蓄積されたデータによって運動介入が個人の身体機能や心理面、社会参加に与える中長期的な変容を分析・評価した報告書を提出するものとする。

(1) 業務報告書（各教室の参加状況、実施内容、総評、課題等がまとめられたもの）1部

(2) その他、町が指定する書類

※電子媒体により提供できるものを併せて提出すること。

10 個人情報保護

受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いについては法令等を遵守して、個人情報に関する書類の紛失や盗難等、情報の管理には十分注意すること。

11 その他

(1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。また、受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、町の書面による承認を得ること。この場合において、町は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができること。

(2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託者が必要に応じて協議の上、決定すること。

(別紙1)

運動習慣定着事業業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、第2期新富町健康増進計画の調査結果において運動習慣の定着が課題となった、子育て世代および現役世代を対象とする。早期から専門職による身体機能の使い方や健康知識の習得を促すことで、個人の意識改革と行動変容を効果的に導き、将来の疾病および介護予防、ひいては健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

2 業務内容等

当該業務等は次に掲げるものとする。

(1) 利用者の範囲

ア 親子クラス

町内在住者の概ね年長児から小学生までの子どもとその保護者

イ 成人クラス

18歳以上64歳までの町内在住者

(2) 実施方法

当該事業は、次に掲げる方法で実施することとする。

ア 親子クラス

(ア) 原則として週1回、同一の曜日・時間帯(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く日)にて実施する。

(イ) 1教室の定員は概ね30人とする。

(ウ) 1回あたり60分程度とする。

イ 成人クラス

(ア) 原則として週1回、同一の曜日・時間帯(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く)にて実施する。

(イ) 1教室の定員は、概ね50人程度とする。

(ウ) 1回あたり概ね60分から90分とする。

(3) 業務内容

ア 親子クラス

理学療法士等の専門職によって親子間のスキンシップの大切さや発育発達段階に応じた身体の使い方および正しい姿勢の習慣化等の指導を行い、運動習慣の定着を支援する。

イ 成人クラス

理学療法士等の専門職によって生活習慣病の予防および将来の疾病予防に資する身体機能の維持・向上に向けた実技と知識の指導を行い、運動習慣の定着を支援する。

また、次の(ア)～(ウ)のプロセスにそって実施する。

(ア) 事前測定の実施

事業開始前に体力測定等を行い、利用者の身体機能の把握をする。

(身長・体重・握力・4m通常歩行・2ステップ・5回立ち座り・タンDEM等)

(イ) プログラムの実施

参加者に対しプログラムを実施しつつ、住民が自宅等でもプログラムを自主的にできるよう支援する。

(ウ) 事業最終前測定の実施

事業最終前に体力測定やアンケート等を行い、利用者の身体機能の評価や心身状態の評価・分析を行う。

(4) 従事者

継続的に利用者の状態把握や専門的な指導・評価が行える理学療法士か作業療法士を配置するものとする。また、必要に応じて管理栄養士・看護師等専門職の配置を行う。

1 業務の目的

この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に準ずる事業（以下「一般介護予防事業」という。）で、保健医療の専門職が介護予防に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室の開催に加え、住民のセルフケアを促すことで活動性を維持・向上させ、自立した生活を維持することを目的とした各種教室を実施するものである。

2 業務内容等

当該業務等は次に掲げるものとする。

(1) 利用者の範囲

ア 強化型介護予防教室

- (ア) 町内在住者の第1号被保険者すべてとその支援のための活動に関わる人
- (イ) その他町長が適当と認めた者

イ フレイル予防教室(プレフレイル含む)

- (ア) 65歳以上の高齢者のうちフレイル又はプレフレイル状態の者で、悪化防止又は軽減が見込まれる者
- (イ) その他町長が適当と認めた者

(2) 実施方法

当該事業は、次に掲げる方法で実施することとする。

ア 強化型介護予防教室

- (ア) 原則として週1回、同一の曜日・時間帯(行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く日)にて実施する。
- (イ) 高齢者の心身状況に合わせて、異なるプログラムで2教室（Aクラス、Bクラス）実施すること。
- (ウ) 1教室の定員は概ね50人とする。
- (エ) 1回あたり概ね60分から90分とする。

イ フレイル予防教室(プレフレイル含む)

- (ア) 原則として週1回、同一の曜日・時間帯（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く）にて実施する。
- (イ) 高齢者の心身状態（プレフレイル状態・フレイル状態）に合わせ、2教室実施

する。

(ウ) 1教室の定員は、プレフレイル状態教室（Cクラス）は概ね50人程度、フレイル状態教室（Dクラス）は15名程度とする。

(エ) 1回あたり概ね90分とする。

(3) 業務内容

住み慣れた地域で暮らし続けるために、専門家のもと運動機能維持・向上、認知機能低下予防、栄養改善、閉じこもり予防に向けた以下のプログラムを実施する。さらに、住民自身のセルフケアを促し活動性を維持・向上させる支援を実施する。

また、次の（ア）～（ウ）のプロセスにそって実施する。

(ア) 事前アセスメントの実施

事業開始前に体力測定等を行い、利用者の身体機能の把握をする。

（身長・体重・握力・4m通常歩行・2ステップ・5回立ち座り・タンデム・Time up&go・基本チェックリスト）

(イ) プログラムの実施

利用者に対しプログラムを実施しつつ、住民が自宅等でもプログラムを自主的にできるよう支援する。

また、フレイル状態教室（Dクラス）は月1回以上管理栄養士による個別栄養指導を必ず行う。

(ウ) 継続的アセスメント

参加状況や、利用者の心身状況の評価・分析を定期的に行い、より丁寧な支援が必要な利用者においては地域包括支援センター等への情報提供を行う。

(4) 従事者

継続的に利用者の状態把握や専門的な指導・評価が行える理学療法士か作業療法士とし、利用者が安全にプログラムを受講できるよう2名以上の配置とする。また、プログラム内容によって管理栄養士・看護師等専門職の配置を行う。

(5) 送迎

フレイル状態教室（Dクラス）において、利用者の心身の状況や環境により、送迎が必要と思われる者に対して、送迎を行うこと。